



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

娘の気付きから消費者被害の救済へ

～通常の分量を超える健康ドリンク～

【事例】

「83歳の一人暮らしの母親の家を訪ねると、ダンボール箱があり、500mlのペットボトルぐらいの大きさの瓶が6本入っていて、健康ドリンクと書かれていた。ほかに、家の中から15万円の請求書が出てきた。母に尋ねたが、覚えていないと言う。」と娘が地域包括支援センターに相談、消費生活センターに連絡が入った。

【相談後の経過】

消費生活センターが販売した事業者に問い合わせると「1年以上前に電話勧誘で12本（1年分）の健康ドリンク、総額15万円を販売した。8万円は入金があったが、残り7万円は未払いで、支払ってほしい。」と言われた。センターから、高齢者に1年分を一度に販売することは問題があることを指摘し交渉したところ、残り7万円の請求は取り下げとなった。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

- ◆法律では、訪問販売や電話勧誘販売による、日常生活において通常必要とする分量を著しく超える商品の売買契約は、契約してから1年間は契約の解除が可能です（過量販売による契約の解除）。
- ◆事例のケースは契約から1年以上が経過し、過量販売による契約の解除はできませんでしたが、販売方法の問題点を指摘し解決ができました。
- ◆周囲の人が「ちょっとおかしい？」と気が付き、相談したことで、トラブルの解決につながることもあります。気軽にご相談ください。